

京都市市民参加推進フォーラム第４７回会議 次第

日時：平成２７年３月１９日(木)

午前９時３０分～午前１１時３０分

場所：寺町第１会議室

１ 開 会

２ 座長挨拶

３ 議 題

- (１) 市民公募委員サロンの実施報告
- (２) 第４６回会議以後の各部会の取組経過について
- (３) 第２期京都市市民参加推進計画（改訂版）のイメージについて
- (４) 今後の進め方について
- (５) その他

４ 閉 会

【配布資料】

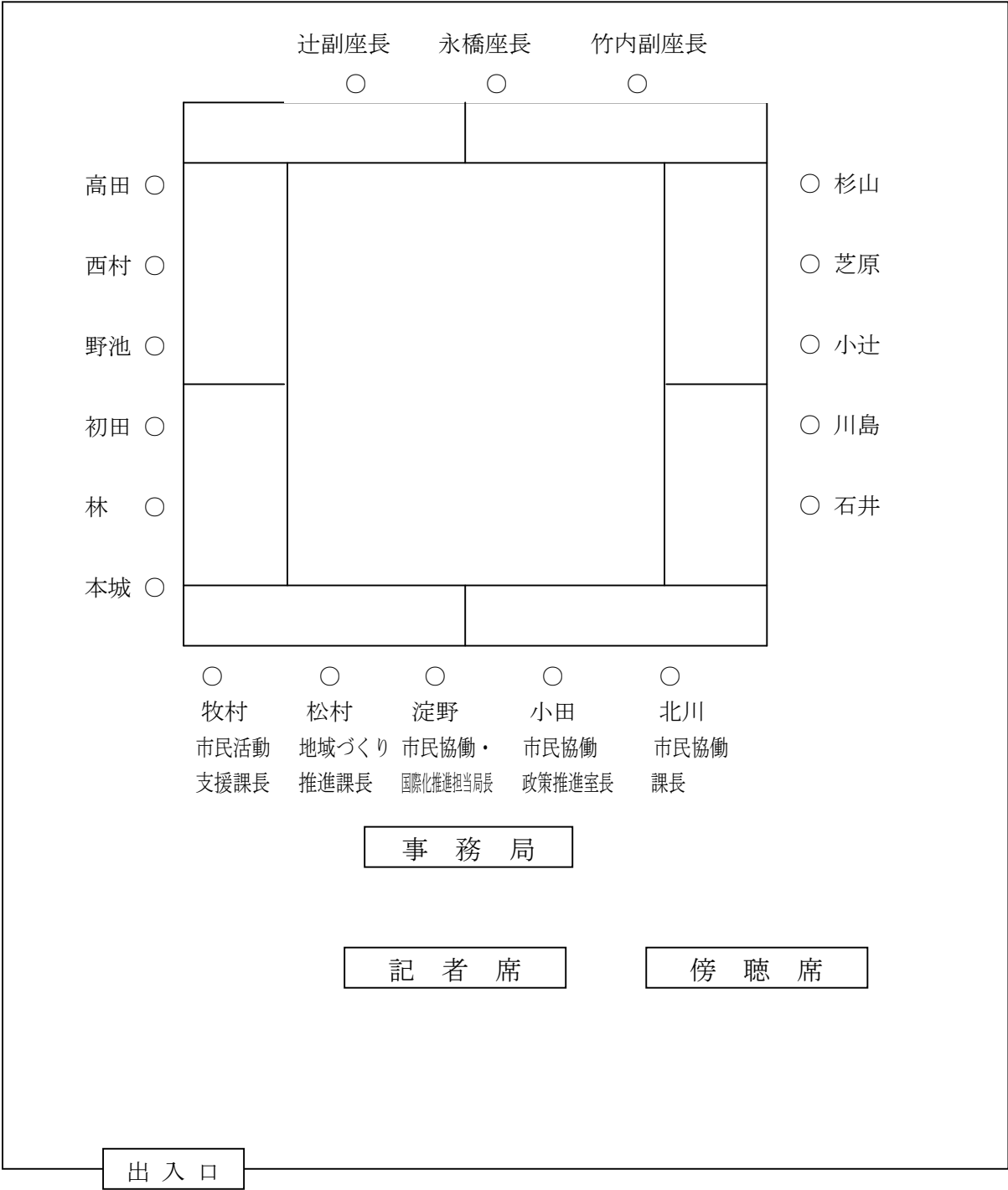
- 資料１ 配席図
- 資料２ 京都市市民参加推進フォーラム委員名簿
- 資料３ 京都市市民参加推進条例及び施行規則（抜粋）
- 資料４ 平成２６年度第２回市民公募委員サロン開催報告
- 資料５ 第４６回会議以後の各部会の取組経過について
- 資料６ 第２期京都市市民参加推進計画（改訂版）のイメージについて（案）
- 資料７ 今後の進め方について
- 資料８ 新たに設置された附属機関等に係る「附属機関等の設置・開催等に関する協議書」について

【参考資料】

- 参考１ 第４６回京都市市民参加推進フォーラム 摘録（案）
- 参考２ 第３回第２期京都市市民参加推進計画改訂部会 摘録（案）
- 参考３ 第４回第２期京都市市民参加推進計画改訂部会 摘録（案）

配 席 図

平成 2 7 年 3 月 1 9 日 (木)
寺町第 1 会議室



京都市市民参加推進フォーラム委員名簿

平成 2 7 年 1 月時点

氏 名	職 業 等	就任年月日
石井 雄一郎	市民公募委員	2 6 年 4 月
大室 悦賀	京都産業大学経営学部准教授	2 1 年 4 月
川島 ゆり子	花園大学社会福祉学部准教授	2 6 年 4 月
小辻 寿規	市民公募委員	2 5 年 4 月
芝原 浩美	N P O 法人ユースビジョン事務局長	2 3 年 1 1 月
杉山 準	N P O 法人劇研理事・事務局長	2 6 年 4 月
高田 敏司	京都新聞社論説委員	2 5 年 1 0 月
○竹内 香織	N P O 法人京都子どもセンター理事長	2 4 年 4 月
○辻 由希	京都大学大学院法学研究科准教授	2 4 年 4 月
◎永橋 爲介	立命館大学産業社会学部教授	2 2 年 4 月
野池 雅人	きょうと N P O センター常務理事	2 5 年 1 1 月
西村 睦	市民公募委員	2 6 年 4 月
初田 英人	京都青年会議所副理事長	2 7 年 1 月
林 正則	北区紫野学区社会福祉協議会会長	2 6 年 4 月
本城 武子	市民公募委員	2 5 年 4 月

※ ◎座長, ○副座長

(敬称略・5 0 音順)

京都市市民参加推進条例(抄)

(フォーラム)

第 1 1 条 市民参加の推進に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べるため、京都市市民参加推進フォーラム（以下「フォーラム」という。）を置く。

(フォーラムの組織)

第 1 2 条 フォーラムは、委員 1 5 人以内をもって組織する。

2 委員は、公募により選任された者、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第 1 3 条 委員の任期は、2 年とする。

2 公募により選任された者を除き、委員は、再任されることができる。

京都市市民参加推進条例施行規則(抄)

(フォーラムの座長及び副座長)

第 9 条 京都市市民参加推進フォーラム（以下「フォーラム」という。）に座長及び副座長を置く。

2 座長は委員の互選により定め、副座長は委員のうちから座長が指名する。

3 座長は、フォーラムを代表し、会務を総理する。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 座長及び副座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

(フォーラムの招集及び議事)

第 1 0 条 フォーラムは、座長が招集する。ただし、座長及びその職務を代理する者が在任しないときのフォーラムは、市長が招集する。

2 座長は、会議の議長となる。

3 フォーラムは、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 フォーラムの議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 フォーラムは、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他必要な協力を求めることができる。

(フォーラムの庶務)

第 1 1 条 フォーラムの庶務は、総合企画局で行う。

(フォーラムに関する補則)

第 1 2 条 この規則に定めるもののほか、フォーラムの運営に関し必要な事項は、座長が定める。

平成 26 年度第 2 回市民公募委員サロン開催報告

1 日時

平成 27 年 3 月 13 日（金） 午後 6 時 30 分から 8 時 50 分まで

2 場所

職員会館かもがわ 大会議室

3 参加者

①市民公募委員 9 名（事前前申込者数 10 名，当日欠席 1 名）

所属附属機関等 京都市基本計画点検委員会，京都市政策評価委員会，京都市未来まちづくり
100 人委員会，京都市地域コミュニティ活性化推進審議会，京都市保健福
祉局指定管理者選定等委員会，京都市食の安全安心推進審議会，京都市高齢
者施策推進協議会

（計 7 附属機関等）

②事務局職員 1 名

③フォーラム委員 8 名（石井委員，小辻委員，杉山委員，竹内委員，辻委員，永橋委員，
西村委員，本城委員）

④話題提供者 2 名（新妻 人平氏：元市民参加推進フォーラム 市民公募委員）
朝山 勝人氏：「改訂京都市自転車総合計画の見直し検討部会」事務局）

⑤進行補助 4 名（立命館大学永橋ゼミの学生）

⑥事務局 3 名（北川課長，吉田係長，松岡） ①～⑥計 27 名

4 タイムテーブル

18：30 開会，趣旨説明（辻副座長）

18：35 参加者全員で自己紹介

18：50 参加型パネルディスカッション

「今一番アツイ附属機関はコレだ！」

ゲスト：新妻 人平氏（元市民参加推進フォーラム 市民公募委員）

朝山 勝人氏（「改訂京都市自転車総合計画の見直し検討部会」事務局）

進 行：永橋 爲介（永橋座長）

20：45 まとめ（永橋座長）

20：50 閉会

5 参加型パネルディスカッション

「今一番アツイ附属機関はコレだ！」

ゲスト：新妻 人平氏（元市民参加推進フォーラム 市民公募委員）

朝山 勝人氏（「改訂京都市自転車総合計画の見直し検討部会」事務局）

進行：永橋 爲介（永橋座長）

主なやり取り

(新妻氏)「改訂京都市自転車総合計画の見直し検討部会」の面白い点

- ・委員同士の意見交換が活発。
- ・資料が分かりやすく、傍聴者もその日の議題（内容）がすぐに分かる。
- ・委員だけでなく、傍聴者にも意見を表明できる機会が設けられている。
- ・パブコメ実施の際に色々工夫していた（地下鉄内広告、愛称募集への応募で景品など）

(朝山氏)「改訂京都市自転車総合計画の見直し検討部会」の運営について

- ・委員同士のやり取りが活発になるように、資料の説明が少なくなるよう、資料は、誰が見ても分かるものを準備するよう意識した。 など

ゲストの話聞きながら、参加いただいた公募委員の方にも御自身の所属する附属機関等の会議の様子を話してもらい、公募委員になって思うことや、事務局との関係で思うことなどについて意見交換を行った。

6 アンケート結果（回収数 9 名）

(1) 良かった点

- ・ 進行のおかげで意見が言いやすい。
- ・ 進行が上手いと思いました。他の審議会等の進行についても聞けて、まだ改善可能な点もあることに気づきました。
- ・ さまざまな審議会の様子、思っていることの共通性が分かった。
- ・ 進行・雰囲気がよく、発言しやすい工夫をされています。
- ・ さまざまな市民さんと接点が見えて勉強になりました。
- ・ ありのままの話が出来た。
- ・ 前回はいきなりグループ分けだったが、今回はいろいろな意見をきけてたいへんよかった。
- ・ それぞれの意見や主張がよく理解できた。
- ・ いろんな人の話を聞くことが出来た。

(2) 改善した方がいい点

- ・この人数で各自話をするには、時間が短い。もう 1 時間位話をまとめる時間が欲しい。
- ・自己紹介が少し長かったかなあ。
- ・事務局側の方の参加、もっと意見が聞きたい。
- ・サロンに参加するまで、どういう場なのかが少し分かりにくかった。
- ・今はまだわからない。
- ・テーマをしぼった議論が必要かと思う。

- ・時間通り始まること。

（３）聞いてみたい話や開催アイデア

- ・在住の東山でまちづくりに参加しています。市では１００人委員会です。市外でも人材育成に参加しています。市内・市外にこだわらない会議をしたら良いのに。
- ・何の審議会なのかもっと内容を分かるように事前に資料があればよかったかな？ありがとうございました。
- ・もっと多くの人が参加出来るよう、来ている人からの意見を参考にしたらどうでしょうか？
- ・少人数でしたら、今日のように円卓形式でやるとよいと思います。多い時は・・・？
- ・地域住民や町内会役員との会議、あるいは専門家（学者）を交えた会議。
- ・もう少し時間があればよかった。

（４）今後のサロンへの参加意向

意向	人数	理由
参加したい	８名	・知らない人の話を聞いてみたいので、また参加したい。 ・一回目は、選ばれた義務だと思って出たけれど、そうではなく皆さんの思いを共有したいと思います。 ・いろんな方の意見を聞きたいと思う。 ・雰囲気が良い。意見が言いやすい。 ・審議会よりも意見が言いやすい。同じ立場の人の意見を聞くと安心する。 ・この場での意見が、参考になり行政の方向が少しでも変わるのなら、参加したい。でもネット配信は困る。
参加したくない	０名	
選択せず	１名	・３年めで、再任不可なのでどうでしょう・・・。

第 4 6 回会議（1 2 月 1 8 日）以後の各部会の取組経過について

1 第 2 期京都市市民参加推進計画改訂部会

○ 1 月 2 8 日：第 3 回計画改訂部会

計画改訂の論点と、市民から意見聴取する場である「市民参加円卓会議」の進め方について検討した。

＜計画改訂の論点について＞

施策ごとにこれまでの部会で挙げた意見を確認し、計画改訂に必要な論点について検討した。

＜市民参加円卓会議の進め方について＞

市民参加円卓会議当日の、具体的なプログラムについて検討した。

○ 2 月 1 1 日：市民参加円卓会議

計画改訂において重点的に取り組むことを確認してきた推進施策 2「市民のまちづくり活動の活性化」をテーマに、市民の実感や課題を聴取する場として開催した。

＜市民参加円卓会議の概要＞

日時：2 月 1 1 日（火・祝）午後 1 時 3 0 分～午後 4 時 3 0 分

場所：職員会館かもがわ 大会議室

参加者：市民 1 7 名，フォーラム委員 1 1 名

内容：推進施策 2 の施策から「想いをカタチにするためには」「理解と共感の輪を広げるためには」「動かす資源の確保のためには」という話し合いのテーマを設定した。それぞれのテーマでグループ別に話し合った後、全体で共有しながら、「区役所と市役所、そして職員は」というテーマについても意見交換を行った。

＜主な意見＞

- ・まちづくり活動を進める中で、市役所よりも区役所の方が身近に感じる。
- ・同じような活動をしている人とつながることで、個人の活動が団体の活動となり、市役所や他機関を巻き込むことができるようになるのではないかな。
- ・「人・モノ・金・情報」という資源の中で、やはり「人」が重要。地域のキーパーソンとつながることで、他の資源が一気に手に入る場合もある。
- ・持続的な市民活動のためには資金を継続的に確保していくことが必要。補助金等の支援だけではなく資金調達を支える為の人的な支援も必要ではないかな。
- ・N P O や地域の人材育成を応援する取組が行政にももっと必要ではないかな。

○ 3 月 4 日：第 4 回計画改訂部会

市民参加円卓会議での意見も踏まえつつ計画改訂の論点を改めて整理し、改訂計画の構成等について検討した。

＜計画改訂の論点について（改訂の考え方、改訂計画の構成等について）＞

現在の、推進施策 1 ～ 3，推進体制の 4 本柱という構成を、「市民の市政への参加の推進」、「市民のまちづくり活動の活性化」、「推進体制」という 3 本柱に再編し、これまでの議論を元に改訂計画のイメージ案を作成することを確認した。

○ 今後の取組

本日の第 4 7 回会議において改訂計画のイメージ（案）について検討する。

2 職員のための市民参加推進の手引き（市民活動編）作成部会

○ 1月30日：市職員円卓会議

職員のニーズにあった手引きを作成するために、推進施策2「市民のまちづくり活動の活性化」について、職員の経験や考え方、課題意識を聴取する場として開催した。

＜市職員円卓会議の概要＞

日時：1月30日（金）午後1時30分～午後4時30分

場所：御池創生館 研修ルーム

参加者：職員22名、フォーラム委員10名、その他運営支援5名

内容：推進施策2に掲げる12施策を質問項目としたアンケートを準備し、事前に参加者が回答。会議当日はそれを元にグループ別の意見交換を行い、職員の思いや意識の違いを共有した。

＜主な意見＞

- ・人と人をつなぐ機能をもっと強化していくことが重要なのではないかな。
- ・情報を必要とする人に、ニーズに合った情報を届けるのは難しいが大切。
- ・既に情報や知識を持っている一部の人のメリットではなく、より多くの市民のメリットにつながるような取組の展開が必要。

○ 市職員円卓会議終了後：自主勉強会

市職員円卓会議で挙げた意見を共有し、手引きに盛り込む内容や構成について協議した。

＜自主勉強会で共有し、協議した内容＞

- ・職員は、市民からの信頼が大事だと理解しているが、ニーズに適切に答えられるかどうかという不安から市民の相談に踏み込んで対応できていない。
- ・市民の活動にどこまで行政が関わっていいのかという疑問があるようだ。
- ・職員が市民のまちづくり活動と関わる際に、力になれる手引きにしたい。同時に、関わらない職員にとってもためになるものにしたい。
- ・市民のまちづくり活動と関わる中で、市民の求めていることに気付き、次の考えに切り替える転機となるものにしたい。
- ・「協働がおいしくなる Kyo のレシピ帳」のようにインデックスを大事にし、Q & A方式の薄い手引きにしてみようか。
- ・職員研修で使えるように、その中から9テーマ程度選んで、カルタ形式にしてもよいかもしれない。

○ 2月19日：自主勉強会

市職員円卓会議で出た意見を元に、Q & AのQに当たる質問項目を作成する作業を行った。

○ 今後の取組

2月19日の自主勉強会で作成した質問項目を精査し、手引きを完成させ、発行する。

第 2 期京都市市民参加推進計画（改訂版）のイメージについて（案）

1 改定の基本的な考え方について

(1) 背景と現状認識

ア 施策・事業の実施状況

第 2 期市民参加推進計画の目指す未来像，すなわち計画の最終年度の 2020 年までの目標「豊かで活力のある地域社会の実現」に向けて，同計画には 45 の施策を掲げました。そして，これらの施策の趣旨を実現するために，計画策定時点で想定した 204 の事業についてはいずれも着手し，完了（192 事業）又は現在も継続的に取組を進めている（12 事業）状況です。

第 2 期市民参加推進計画に掲げる 204 事業に対応する各局区事業総数 1, 0 5 6 事業

イ これまでの成果

パブリックコメントに寄せられる意見数や，市内の NPO 法人数の推移などから，市政運営の様々な過程に参加する機会をいかす市民は増え，様々な社会活動に自ら参加する市民層も広がりを見せていることが推測されます。

また，未来まちづくり 100 人委員会や，これをモデルにした区役所のまちづくりカフェなど，まちづくり活動に参加する新たな市民層の発掘や，市民相互の協働をもたらす取組も展開され，目標到達に向けての成果は着実に積み上げられてきています。

パブリックコメント 1 件当たり平均意見数 ⑮ 6 6. 8 件→㉕ 2 4 1. 8 件
 市内に主たる事務所を置く NPO 法人数 ⑮ 2 8 3 法人→㉕ 8 5 3 法人
 未来まちづくり 100 人委員会 1～5 期の委員経験者数 延べ 6 4 9 名（実人数 4 5 2 名）
 まちづくりカフェ等区民交流促進事業実施の行政区 9 区（北，左京，中京，東山，山科，下京，右京，西京，伏見）

エ 目標達成に向けた継続課題

しかし，まだ市政に参加する市民は限られ，多くの市民はその機会を十分活用するに至っていません。また，自治会・町内会などの地域団体や NPO などの市民活動団体においては，将来の活動の維持発展に悩みを抱え，未だ決め手となる解決策を見いだせていない状況であり，引き続き市民参加の制度の周知や運用の工夫，市民のまちづくり活動を支援する取組の充実，NPO，企業，大学，寺社など多様な主体が相互に連携する協働のまちづくりを今後とも引き続き力強く推進していく必要があります。

市民参加制度制度の認知と参加経験（平成 22 年度市政総合アンケート結果）
 附属機関等委員公募 認知 1 9. 2 % 経験 0. 4 %
 パブリックコメント 認知 1 7. 6 % 経験 0. 6 %
 自治会・町内会の加入率（自治会・町内会アンケート結果）
 平成 24 年度 6 9. 8 % → 平成 25 年度 6 9. 6 %（△ 0. 2 %）

オ 新たな課題

価値観やライフスタイルが多様化する中、公共ニーズも多様化しています。一方で、少子高齢化により人口減少が進む「縮小型社会」の到来が現実のものとなっており、行政の深刻な財源不足が危惧される中、今後、従来の行政が中心となった公共ニーズへの対応が、ますます困難となることが予想されます。

このため、市民自らが自治の担い手として、積極的に市政運営に参加し、困難な政策課題に対しても行政と協働し立ち向かっていくこと、さらに、地域の活性化や課題解決、公共サービスの提供など、まちづくりのより幅広い活動に関与していくことを推進し、「市民が主体的に担う範囲」を一層拡充していくことが重要となっています。

(2) 計画改訂の視点と考え方

計画の改訂においては、継続課題である市民参加の制度の周知や運用の工夫、市民のまちづくり活動を支援する取組の充実、NPO、企業、大学、寺社など多様な主体が相互に連携する協働のまちづくりの推進などとともに、新たな課題である、まちづくりにおいて「市民が主体的に担う範囲」を一層拡充するための視点を盛り込んでいくことが必要です。

ア より多くの市民を、新たに市政やまちづくりに参加する市民の一層の拡充

現行計画では、既に市政やまちづくりに関心を持つ市民層を想定し、「参加に関する情報」の提供に関する施策が記述されていますが、より多くの市民が市政やまちづくりに参加するためには、加えて、現在の無関心層に対しても関心を呼び起こす取組が必要となります。

このためには、オープンデータの推進やICTの新たな活用等など、市政の取組や市民のまちづくりの活動の情報、更にはその契機となっている社会課題への関心を高め、課題意識を共有する取組を強化する必要があります。

イ 市民の市政参加の実感の向上と参加の範囲の拡充

市民の市政への参加が、いわゆる「要望」の実現ではなく、自治の担い手として、主体的に市政について考え、関わっていただく機会となる必要があります。またその成果が実感されることで、継続的な参加、行政との協働などのより深い参加が促進されと考えられます。

このためには、市民サービスに影響が及ぶような困難な政策課題に向き合っていく上でも、市政運営のより広い範囲に市民参加の門戸を開き、「参加できた」と市民が実感できるよう、市民と行政が課題を共有する方法、率直な意見交換を行う方法、参加の成果を市民にフィードバックする方法などを一層工夫することが必要です。

ウ 市民のまちづくり活動を継続的かつ、活動範囲の拡充

市民のまちづくり活動が継続的なものとなり、さらに発展・拡充していくためには、

活動に取り組まれる市民の高いモチベーションと、人材、資金、情報など必要な資源の双方が継続的に確保されることが必要です。

このためには、例えばビジネスとして成り立つようなお金が回る仕組みの構築支援など、従来の取組から一歩踏み込んだ人材育成、資金調達、情報収集の支援を行い、まちづくり活動の自立性、さらには、担い手である市民の市民力・コミュニティ力を高めていく必要があります。

エ 多様な主体間の協働による課題への対応力の向上

行政、市民活動団体などが単独では解決が難しいまちづくりの課題に対しても、企業、大学、寺社など多様な知見やノウハウを持つ主体が集い、目的を共有し、協働して取り組むことができれば、その解決の可能性は高まります。

このためには、多様な主体間の協働のまちづくりを、市政参加、市民のまちづくり活動の発展形と位置づけ、未来まちづくり100人委員会など、これまでの取組の成果をいかし、市民と行政、市民相互、多様な主体間の協働が円滑に進み、質の高い成果につながる仕組みを構築し、困難なまちづくりの課題への対応力を向上していく必要があります。

オ 庁内推進体制の強化

市民参加推進計画に掲げる考え方が、各局区が所管する具体的な政策・施策に着実に反映されるためには、各局区が主体的に考え、組織的に実行していく仕組みを強化することが必要です。また、市民のまちづくり活動は、取り組まれるテーマ、課題に関係する行政部署が複数に跨ることの方が多く、その活性化に行政が寄与するためには、行政内部の円滑な連携も重要なポイントです。市民参加推進に係る各局区の役割と連携を強化し、合わせてこれを担う職員の人材育成を含めた推進体制の強化が必要となります。

2 改定計画の構成等について

(1) 計画の考え方（現計画第3章）

現計画に掲げる、目指す未来像「参加と協働により、豊かで活力のある地域社会を実現します。」と、その実現のための「考え方」

- 1 制度の趣旨に沿った取組を着実に推進する
- 2 市民参加の成果を市民に広げていく
- 3 多様な主体が連携する協働のまちづくりを進める

については基本的に踏襲しながら、まちづくりにおいて「市民が主体的に担う範囲」を一層拡充する趣旨の記述を加えます。

(2) 推進施策（現計画第4章）

推進施策の記述の仕方については、「**市民参加の発展・深化のステップに対応する施策の並べ方が必要**」，「**協働を市政参加，市民のまちづくり活動の発展形として位置づける**」など，これまでの議論を踏まえ，既存施策の体系の整理と新たな施策の書き込み等を行います。

具体的には，市政やまちづくりに対し，「興味・関心を高める」ための施策をまず最初に掲載し，

①興味関心が高まり

②高まった関心が参加につながり

③参加が成果に結びつき市民に還元され継続し

④協働に発展していく

という4つのステップが明らかになるよう，わかりやすく構成します。

以下，「市政参加の推進」と「市民のまちづくり活動の活性化」の2本の推進施策の柱について，施策体系の再編イメージを記述しています。

ア 市民の市政への参加の推進

○市民の市政への興味・関心を高める情報提供・共有の工夫

より多くの市民に市政に参加していただくためには，まず，より多くの市民に市政に対する関心・興味を持っていただくことが必要です。

ここでは，市政広報の工夫，市政出前トーク，SNS等のインターネットツールによる情報発信の充実などの既存施策に加えて，本市が政策立案などに活用している様々な情報をわかりやすく，また活用しやすい形で提供するオープンデータの推進など，主に市民と市政や社会課題の情報を共有するための施策を記述します。

○市民の関心を市政への参加につなぐ機会の充実

市民の関心を市政参加につなげるためには，市民ニーズに合った参加の情報を届けることはもとより，市民それぞれの関心の程度が違うことを前提とした，軽重さまざまな参加の機会の確保が必要です。また，市民が置かれた社会的・身体的な状況によって，参加に割ける時間，託児や要約筆記などのフォローが必要であるなど，参加の前提条件が異なることなどを踏まえ，誰もが参加しやすい機会づくりに取り組むことが必要です。

ここでは，市政参加の情報を市民に伝えるための工夫や，参加の環境整備に関する施策，ICTや無作為選出会議の活用なども含めた，多様な参加の機会づくりに関する施策を記述します。

○市政参加が成果に結びつき、市民に共有され、次の参加につながる仕組みの整備

市政への市民参加がどう成果に結びついたかを具体的に「見える化」することは、市民の「参加できた」実感を高め、次の参加意欲につながるだけでなく、他の多くの市民の市政への信頼度や新たな参加につながる好循環を生むことが期待できます。また、市民サービスに影響の及ぶ困難な政策課題に取り組む場合にでも、広く市民参加の門戸を開き、市民と情報共有を図りながら適切な方法で施策・事業を推進していくことが必要です。

ここでは、課題の抽出と対応策の検討（Plan）、決定と実行（Do）、評価（Check）、評価結果のフィードバック（Action）の各段階での既存施策を記述するとともに、市民参加の成果の市民への周知方法の工夫や、政策課題について市民と京都市が意見交換する場の創出など、市民の参加実感につながる施策も記述します。

○市政の各分野での市民との協働の推進

市民の公共サービスのニーズが多様化する一方で、少子高齢化や人口減少にともない、今後行政サービスの財源の確保はますます厳しさを増していくことが予想されます。企業、大学、寺社などを含むより多くの市民との協働によらなければ、特に新しい公共ニーズへの対応が困難となっていきます。

ここでは、ボランティア、助成、委託など、本市と市民の様々な協働の形態を想定しつつ、必要な市民人材育成、資金や物品の提供などの環境整備、さらに公共施設管理など行政の専任と思われていた範囲についても市民との協働を拡充することや、協働の相手方との成果の共有など本市の協働に臨むスタンスに関する施策を記述します。

イ 市民のまちづくり活動の活性化

○市民のまちづくりへの興味・関心を高める情報提供・共有の工夫

様々な社会課題に対し、問題意識を持ち、自らその解決に取り組む市民主体の活動そのものは増えていますが、まだまだ多くの市民にはその問題意識や取組が共有されていないという課題があります。また、多くの市民に認知されていないために活用されていない、埋もれた地域資源もまだまだあります。

ここでは、より多くの市民が、まちづくりに関心を持つきっかけとなる情報の共有支援に関する施策を記述します。

○市民の関心をまちづくりへの参加につなぐ機会の充実

市民のまちづくりに対する関心の深さは様々であり、市民個々の事情によって、活動にどの程度の関わり方ができるのかも異なります。このため、まちづくりに参加できる多様な方法の情報収集と市民への提供が必要であり、さらには、まちづくりに向けられた市民の関心を、実際の活動への参加につなぐ役割を果たす場と人材の存在が重要です。

ここでは、市民がまちづくりに参加する契機となる情報提供や、機会の創出、さらに関心を具体的な活動につなげるコーディネートなど、人的支援に関する施策についても記述します。

○まちづくり活動が成果に結びつき、成果が市民に共有され、次の活動につながる仕組みの整備

市民のまちづくり活動が高い成果を生み出し、継続され、さらに参加する市民や、活動の範囲が拡充されていくことで、複雑化する社会課題の解決の可能性が広がり、合わせて市民力、コミュニティ力も向上していく好循環が期待できます。

ここでは、まちづくりをビジネスとして成り立たせるソーシャルビジネスやコミュニティビジネスの視点なども新たに加え、情報提供、人材育成、資金調達など、市民のまちづくり活動の継続、発展・拡充のための支援に関する施策を記述します。

○多様な主体が連携する協働のまちづくりの推進

社会課題の解決や、地域活性化を目指すまちづくりの成果は、様々な知見、実績、ノウハウなどの資源を有する市民相互、団体相互が協働することで、より社会的影響力が大きく、価値あるものとなる可能性があります。まちづくりにおいて、多様な主体間の協働を一層推進するためには、協働の縁を結び、適切な伴走支援を行う、コーディネート、サポートの強化が必要となります。

ここでは、本市がこれまで未来まちづくり 100 人委員会や区役所のまちづくりカフェなどで培ってきた「協働の場づくり」のノウハウをいかしつつ、協働のメリットを最大限引き出し、より一層実りある成果を生み出すための新たな取組の提案など、多様な主体間の協働を促進する施策を記述します。

(3) 推進体制（現計画第 5 章）

既存の取組に加え、特に以下の強化・充実を行います。

ア 各局区の市民参加推進の体制強化

各局区、所属ごとに「市民参加推進員（仮称）」を任命、年度ごとに市民参加推進目標を定めるなど、各局の計画推進体制を強化します。

イ 多様な地域課題に対応する庁内外の連携の充実

地域課題解決や地域活性化などに向け、区行政推進会議等の既存の体制や、空き家問題対策のような、課題別庁内プロジェクトを活用するなど、庁内外の連携をより円滑に行う体制を整備します。

ウ 市民参加推進フォーラムとも連携した人材育成の強化

「市民参加推進員（仮称）」等を対象とした研修を、市民参加推進フォーラムと協働で実施するなど、市民参加に積極的に取り組む人材育成の取組を強化します。

今後の進め方について

1 職員のための市民参加推進の手引き（市民活動編）作成部会 の取組について

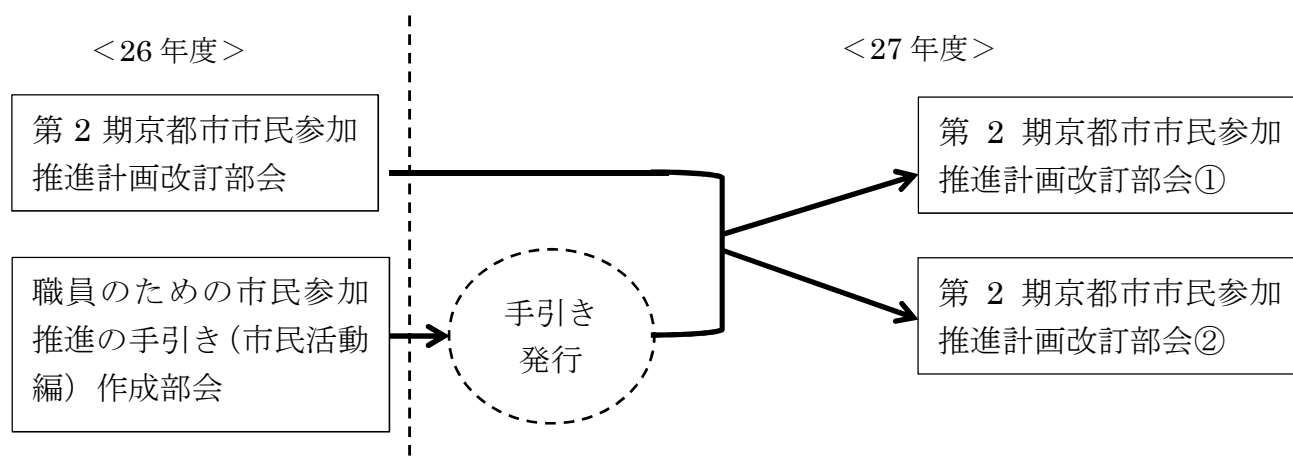
4月～5月中を目途に会議を開催し，市職員円卓会議で出た意見を整理したQ&A形式の一覧表を元に，手引きに盛り込むべき項目整理と手引き全体の構成調整等を行い，平成27年度第1回目の全体会議で最終確認のうえ発行する。

2 第2期京都市市民参加推進計画（改訂版）の策定に向けて

4月下旬から5月中旬を目途に「第2期京都市市民参加推進計画改訂部会」で会議を開催し，改訂計画のイメージを確認するとともに，改訂計画に盛り込む既存の施策やその配置の順番について整理する。

平成27年度第1回市民参加推進フォーラム会議において，改訂計画について議論する2つの部会（「市政参加・推進体制検討部会（案）」「市民活動支援検討部会（案）」）を設置する。

（イメージ図）



①市政参加・推進体制検討部会（案）：市政参加や庁内の推進体制に関して議論

②市民活動支援検討部会（案）：市民活動への支援，市民との協働に関して議論

3 今後のスケジュールについて（案）

4月～5月 部会会議（手引きの作成／改訂計画のイメージに基づき施策を整理）

6月 平成27年度第1回全体会議（改訂計画の策定に向けて部会を再編）

8月 市民参加円卓会議（フォーラムの提言案について市民から意見聴取）

9月 平成27年度第2回全体会議（市民参加円卓会議，部会での議論の共有）

10月 フォーラムからの計画改訂に向けた提言 完成

11月 平成27年度第3回全体会議（提言を盛り込んだ改訂版素案の確認）

パブリック・コメント実施

平成28年2月 平成27年度第4回全体会議（パブリック・コメント結果を踏まえた計画の確認）

3月 第2期市民参加推進計画（改訂版） 発行

(参考) 平成27年度のスケジュール(案)

月	全体会議等	計画改訂部会	手引き作成部会
4		↓ 部会会議 改訂計画のイメージを確認し、 盛り込む既存施策等を整理する	部会会議 盛り込む内容を整理する
5			
6	第1回 全体会議	第1回全体会議で部会を立ち上げ、進め方を確認	
		計画改訂部会①	計画改訂部会②
7			
8	第1回公募委員サロン	市民参加円卓会議 (フォーラムの提言に向けての市民意見聴取)	
9	第2回 全体会議	第2回全体会議で進捗報告	第2回全体会議で進捗報告
10		フォーラムからの計画改訂に向けた提言 完成	
11	第3回 全体会議	フォーラムからの提言を受けて、改訂版(素案) 第2期市民参加推進計画(改訂版)素案 パブリック・コメント 実施	
12			
1			
2	第4回 全体会議		
3	第2回公募委員サロン	第2期市民参加推進計画(改訂版) 発行	

新たに設置された附属機関等に係る
「附属機関等の設置・開催等に関する協議書」について（一覧）

設置等予定日	名称	会議の公開状況	在籍する 公募委員数
平成 27 年 2 月 中旬	「京都市観光振興計画 2020」 マネジメント会議	△	1 人
2 月 下旬	新築住宅のさらなる省エネ化 に向けた検討会議	○	0 人
3 月 中旬	京都市商業集積審議会	○	1 人
3 月 16 日	京都市市民等提案制度に基づ く市有財産の有効活用事業者 審査委員会	△	1 人

注：会議の公開状況…○公開，△一部非公開，×非公開

附属機関等の設置・開催等に関する協議書

1 基礎情報

名 称	「京都観光振興計画 2020」マネジメント会議
所管課	産業観光局観光MICE推進室
設置等予定日	平成27年2月中～下旬
設置等の目的及び審議する内容	「京都観光振興計画 2020」の進ちよく状況の把握，評価及び効果検証等による計画の着実な推進及び新たに取り組むべき課題に対する意見を聴取するため。 なお，現行の「未来・京都観光振興計画 2010+5」マネジメント会議は廃止する。
定 員	5 名
委員数	5 名（男性 3 名，女性 2 名）
20 名を超える理由	
市職員就任の有無 （附属機関の場合のみ）	有（ 名） ・ ☐ 無 有の場合その理由：
任 期	2 年（ただし公募委員は 1 年とする。）
2 年を超える理由	
任期中の会議の回数	年間 2 回，任期中 4 回
報酬等の額	10,000 円
10,000 円を超える理由 （附属機関の場合のみ）	

2 市民参加等取組状況

会議の公開	☐ 公開する ☐ 公開しない ☒ 一部非公開とする
非公開理由	☐ 個人のプライバシーに関する情報 ☐ 法人等の事業活動に関する情報 ☐ 任意提供情報 ☐ 公共の安全，秩序の維持情報 ☒ 審議，検討，協議情報 ☒ 事務又は事業遂行情報 ☐ 法令秘等情報
開催情報の公表	☒ 公表する ☐ 公表しない
公表方法	☒ 広報発表 ☐ 市民しんぶん掲載 ☒ 市民参加カレンダー掲載 ☒ 附属機関等総括情報ページ掲載 ☐ チラシ配布 (配布先) ☐ 市役所 ☐ 区役所・支所 ☐ 市立図書館 ☐ その他本市施設 (具体的に) ☐ 駅 ☐ 大学等の学校 ☐ 本市以外の施設等 (具体的に) ☐ その他の手法で周知する (具体的に)
女性の登用率の達成	☒ 達成（３５％以上） ☐ 未達成（３５％未満）
委員の公募	☒ 公募する （１人） ☐ 公募しない
公募しない理由	
市民公募委員の役割	市民の立場から観光振興の推進について，忌憚のない御意見をいただく。
公募の条件	具体的に （観光に関して何らかの関わりがある（あった）方又は企業等において事業計画等の策定，事業の推進等の経験のある方） ☒ 外国籍市民も応募できることを募集チラシ等に記載する。

募集方法の工夫	☒ 広報発表 ☐ 市民しんぶん掲載 ☒ 市民参加カレンダー掲載 ☒ 附属機関等総括情報ページ掲載 ☐ チラシ配布 (配布先) ☐ 市役所 ☐ 区役所・支所 ☐ 市立図書館 ☐ その他本市施設 (具体的に) ☐ 駅 ☐ 大学等の学校 ☐ 本市以外の施設等 (具体的に) ☐ その他の手法で周知する (具体的に)
選考基準	☐ 選考の基準を設ける ☒ 選考基準を設けない (基準の内容)
応募方法	☐ 書面の提出のみ ☒ 書面の提出と面接 ☐ その他 (具体的に)
選考に当たっての第三者の関与	☐ 第三者の関与あり ☒ 市職員のみ
市民公募委員への事前レクチャー	☒ 実施する ☐ 実施しない
市民公募委員の顔合せ	☐ 実施する ☒ 実施しない
附属機関等に市民参加を進めるためのその他の工夫	上記以外に工夫をされている場合は記入してください。

<協議結果>※市民協働政策推進室使用欄
 新規設置につき事前協議を行うもの。
 会議は一部非公開であるが、非公開部分で取り扱う内容は「京都市情報公開条例」第7条第5号の審議、検討、協議情報及び同7条第6号の事務又は事業遂行情報に当てはまる。
 開催情報の公表については問題なし。
 委員公募については実施予定であるため、問題なし。

附属機関等の設置・開催等に関する協議書

1 基礎情報

名 称	新築住宅のさらなる省エネ化に向けた検討会議（仮称）
所管課	都市計画局 住宅室 住宅政策課
設置等予定日	平成 2 7 年 2 月下旬
設置等の目的及び審議する内容	国が 2020 年までの段階的な住宅への省エネ基準の適合義務化の方針を示していることを見据え、国に先駆けて住宅の省エネ化の取組を進めると同時に、京都ならではの取組として、全ての住宅（木造住宅以外の住宅も含む。）に「平成の京町家」の理念を取り入れていくための方法等について、学識経験者等から意見聴取を行う。
定 員	1 3 名
委員数	未定
2 0 名を超える理由	
市職員就任の有無 （附属機関の場合のみ）	有 （ 名 ） ・ 無 有の場合その理由：
任 期	1 年未満（平成 2 7 年 2 月下旬から平成 2 7 年 1 0 月頃まで）
2 年を超える理由	
任期中の会議の回数	平成 2 6 年度 2 回，平成 2 7 年度 5 回（任期中計 7 回）を予定
報酬等の額	1 0 ， 0 0 0 円
10,000 円を超える理由 （附属機関の場合のみ）	

2 市民参加等取組状況

会議の公開	☒ 公開する ☐ 公開しない ☐ 一部非公開とする
非公開理由	☐ 個人のプライバシーに関する情報 ☐ 法人等の事業活動に関する情報 ☐ 任意提供情報 ☐ 公共の安全，秩序の維持情報 ☐ 審議，検討，協議情報 ☐ 事務又は事業遂行情報 ☐ 法令秘等情報
開催情報の公表	☒ 公表する ☐ 公表しない
公表方法	☒ 広報発表 ☐ 市民しんぶん掲載 ☐ 市民参加カレンダー掲載 ☐ 附属機関等総括情報ページ掲載 ☐ チラシ配布 (配布先) ☐ 市役所 ☐ 区役所・支所 ☐ 市立図書館 ☐ その他本市施設 (具体的に) ☐ 駅 ☐ 大学等の学校 ☐ 本市以外の施設等 (具体的に) ☐ その他の手法で周知する (具体的に)
女性の登用率の達成	☐ 達成（３５％以上） ☒ 未達成（３５％未満）
委員の公募	☐ 公募する (人) ☒ 公募しない
公募しない理由	本会議では，住宅への省エネ基準の適合義務化という，非常に専門的な議論を行うことから，住宅分野の専門知識を持った方でなければ，議論に参加することが困難である。なお，委員の選出にあたっては，可能な限り幅広い分野から選出することで，偏りのない議論を行っていただく。
市民公募委員の役割	
公募の条件	☐ 外国籍市民も応募できることを募集チラシ等に記載する。

募集方法の工夫	☐ 広報発表 ☐ 市民しんぶん掲載 ☐ 市民参加カレンダー掲載 ☐ 附属機関等総括情報ページ掲載 ☐ チラシ配布 (配布先) ☐ 市役所 ☐ 区役所・支所 ☐ 市立図書館 ☐ その他本市施設 (具体的に) ☐ 駅 ☐ 大学等の学校 ☐ 本市以外の施設等 (具体的に) ☐ その他の手法で周知する ()
選考基準	☐ 選考の基準を設ける ☐ 選考基準を設けない (基準の内容)
応募方法	☐ 書面の提出のみ ☐ 書面の提出と面接 ☐ その他 (具体的に)
選考に当たっての第三者の関与	☐ 第三者の関与あり ☐ 市職員のみ
市民公募委員への事前レクチャー	☐ 実施する ☒ 実施しない
市民公募委員の顔合せ	☐ 実施する ☒ 実施しない
附属機関等に市民参加を進めるためのその他の工夫	上記以外に工夫をされている場合は記入してください。

<協議結果>※市民協働政策推進室使用欄
 新規設置につき事前協議を行うもの。
 会議の公開については問題なし。
 開催情報の公開のうち「公表方法」について、「市民参加カレンダー掲載」「附属機関等総括情報ページ掲載」についても行うよう、所管課へ依頼することとする。
 公募委員が選任されていないが、本会議は、住宅の省エネ化の取組を進め、京都ならではの取組として「平成の京町家」の理念を全ての住宅に取り入れていくための方法等、非常に専門的な議論を行う場であり、住宅分野の専門知識が必要となるため、公募委員を入れることが困難であると認める。
 なお、委員の選出にあたっては、可能な限り幅広い分野から選出することを予定しており、各回の議論の内容は本市ホームページで公開し、随時市民の意見を受け付け、検討会議の議論に反映する等の対応を検討しているとのことであり、可能な限り市民に開かれた議論ができるような取組をお願いしたい。

附属機関等の設置・開催等に関する協議書

1 基礎情報

名 称	京都市商業集積審議会
所管課	産業観光局商工部商業振興課
設置等予定日	平成 2 7 年 3 月 日
設置等の目的及び審議する内容	「京都市商業集積ガイドプラン」の見直し等，商業集積の在り方に関する事項を検討する。
定 員	1 0 名
委員数	9 名（男性 5 名，女性 4 名）
2 0 名を超える理由	
市職員就任の有無 （附属機関の場合のみ）	有 （ 名） ・ ☐ 無 有の場合その理由：
任 期	2 年
2 年を超える理由	
任期中の会議の回数	年間 1 ～ 3 回
報酬等の額	1 0，0 0 0 円（税抜）
10,000 円を超える理由 （附属機関の場合のみ）	

2 市民参加等取組状況

会議の公開	☒ 公開する ☐ 公開しない ☐ 一部非公開とする
非公開理由	☐ 個人のプライバシーに関する情報 ☐ 法人等の事業活動に関する情報 ☐ 任意提供情報 ☐ 公共の安全，秩序の維持情報 ☐ 審議，検討，協議情報 ☐ 事務又は事業遂行情報 ☐ 法令秘等情報
開催情報の公表	☒ 公表する ☐ 公表しない
公表方法	☒ 広報発表 ☐ 市民しんぶん掲載 ☒ 市民参加カレンダー掲載 ☐ 附属機関等総括情報ページ掲載 ☐ チラシ配布 (配布先) ☐ 市役所 ☐ 区役所・支所 ☐ 市立図書館 ☐ その他本市施設 (具体的に) ☐ 駅 ☐ 大学等の学校 ☐ 本市以外の施設等 (具体的に) ☐ その他の手法で周知する (具体的に)
女性の登用率の達成	☒ 達成（３５％以上） ☐ 未達成（３５％未満）
委員の公募	☒ 公募する (１人) ☐ 公募しない
公募しない理由	
市民公募委員の役割	消費者の立場から，また京都市民として，京都らしい商業集積の在り方について意見をしてもらう。
公募の条件	具体的に () ☒ 外国籍市民も応募できることを募集チラシ等に記載する。

募集方法の工夫	☒ 広報発表 ☐ 市民しんぶん掲載 ☐ 市民参加カレンダー掲載 ☐ 附属機関等総括情報ページ掲載 ☒ チラシ配布 (配布先) ☒ 市役所 ☒ 区役所・支所 ☒ 市立図書館 ☐ その他本市施設 (具体的に) ☐ 駅 ☐ 大学等の学校 ☐ 本市以外の施設等 (具体的に) ☐ その他の手法で周知する (具体的に)
選考基準	☐ 選考の基準を設ける ☒ 選考基準を設けない (基準の内容)
応募方法	☒ 書面の提出のみ ☐ 書面の提出と面接 ☐ その他 (具体的に)
選考に当たっての第三者の関与	☐ 第三者の関与あり ☒ 市職員のみ
市民公募委員への事前レクチャー	☐ 実施する ☒ 実施しない
市民公募委員の顔合せ	☐ 実施する ☒ 実施しない
附属機関等に市民参加を進めるためのその他の工夫	上記以外に工夫をされている場合は記入してください。

<協議結果>※市民協働政策推進室使用欄
 新規設置につき事前協議を行うもの。
 会議の公開については問題なし。
 開催情報の公開のうち「公表方法」について、「附属機関等総括情報ページ掲載」についても行うよう、所管課へ依頼することとする。
 委員公募については問題なし。

附属機関等の設置・開催等に関する協議書

1 基礎情報

名 称	京都市市民等提案制度に基づく市有財産の有効活用事業者審査委員会
所管課	行財政局 財政部 財産活用促進課
設置等予定日	平成 2 7 年 3 月 1 6 日
設置等の目的及び審議する内容	本市の公有財産の処分等について、公共性・公益性等を踏まえた有効活用を図るため、専門的な見地から意見を求めるため。公募等を行う場合に、募集要項の内容に関する意見及び応募事業者の提案審査を行う。
定 員	7 名
委員数	5 ～ 6 名（男性 2 ～ 3 名，女性 2 ～ 3 名）
2 0 名を超える理由	
市職員就任の有無 （附属機関の場合のみ）	有 （ 名 ） ・ 無 有の場合その理由：
任 期	2 年
2 年を超える理由	
任期中の会議の回数	年間 2 回，任期中 2 回（公募案件ごと）
報酬等の額	1 0 , 0 0 0 円
10, 000 円を超える理由 （附属機関の場合のみ）	

2 市民参加等取組状況

会議の公開	☐ 公開する ☐ 公開しない ☒ 一部非公開とする
非公開理由	☐ 個人のプライバシーに関する情報 ☒ 法人等の事業活動に関する情報 ☐ 任意提供情報 ☐ 公共の安全，秩序の維持情報 ☐ 審議，検討，協議情報 ☐ 事務又は事業遂行情報 ☐ 法令秘等情報
開催情報の公表	☒ 公表する ☐ 公表しない
公表方法	☒ 広報発表 ☐ 市民しんぶん掲載 ☒ 市民参加カレンダー掲載 ☒ 附属機関等総括情報ページ掲載 ☐ チラシ配布 (配布先) ☐ 市役所 ☐ 区役所・支所 ☐ 市立図書館 ☐ その他本市施設 (具体的に) ☐ 駅 ☐ 大学等の学校 ☐ 本市以外の施設等 (具体的に) ☐ その他の手法で周知する (具体的に)
女性の登用率の達成	☐ 達成（３５％以上） ☐ 未達成（３５％未満）
委員の公募	☒ 公募する (人) ☐ 公募しない
公募しない理由	
市民公募委員の役割	市民等提案制度に基づく市有財産の活用について，ひとりの市民としての視点から意見を述べていただき，市民感覚を反映した市有財産の有効活用を図ること。
公募の条件	具体的に () ☒ 外国籍市民も応募できることを募集チラシ等に記載する。

募集方法の工夫	☐ 広報発表 ☐ 市民しんぶん掲載 ☒ 市民参加カレンダー掲載 ☐ 附属機関等総括情報ページ掲載 ☒ チラシ配布 (配布先) ☒ 市役所 ☒ 区役所・支所 ☐ 市立図書館 ☐ その他本市施設 (具体的に) ☒ 駅 ☐ 大学等の学校 ☐ 本市以外の施設等 (具体的に) ☐ その他の手法で周知する (具体的に)
選考基準	☐ 選考の基準を設ける ☒ 選考基準を設けない (基準の内容)
応募方法	☐ 書面の提出のみ ☒ 書面の提出と面接 ☐ その他 (具体的に)
選考に当たっての第三者の関与	☒ 第三者の関与あり ☐ 市職員のみ
市民公募委員への事前レクチャー	☒ 実施する ☐ 実施しない
市民公募委員の顔合せ	☐ 実施する ☒ 実施しない
附属機関等に市民参加を進めるためのその他の工夫	上記以外に工夫をされている場合は記入してください。

<協議結果>※市民協働政策推進室使用欄

新規設置につき事前協議を行うもの。

会議が一部非公開とされているが、非公開部分では事業者選定のために法人等の事業活動に関する情報を取り扱うため、「京都市情報公開条例第7条第2号」に当てはまる。

開催情報の公開のうち「公表方法」について、「市民参加カレンダー掲載」「附属機関等総括情報ページ掲載」についても行うよう、所管課へ依頼することとする。

委員公募については公募予定であるため問題なし。